

男性用ベスト貸与、小物収納用具新設を勝ち取る！

しかし、夏服シャツ貸与増を会社は拒否

「制服の変更に関する申し入れ」業務委員会開催

本部は11月15日、「制服の変更に関する申し入れ」（『申第12号』）に対する業務委員会を開催しました。この申し入れは、制服が新しくなることに対して、各職場で多くの組合員・社員からの要望があり、それを要求としたものです。

J R 東海労が要求していた男性社員用の接客用ベストおよび、乗務に必要な小物を収納できる用具の貸与を勝ち取りました。しかし、夏服シャツの6枚（半袖と長袖合わせて）については7枚の貸与を要求しましたが、会社は一步も譲りませんでした。汗だくになる作業によっては、1泊勤務の2日間で2着着ると、連続3泊で6日間勤務した場合、6着が必要です。しかし、雨天で乾燥しないと、次の勤務で着る服はありません。このような現場の実態を訴えましたが、会社はまったく耳を傾けません。

また、わずか10分程度の採寸の会場に行くために、往復5時間もかけて行く社員がいることや、採寸の期間が非常に短かったことも指摘しました。制服を暑ければ脱ぐ、寒ければ着るという当たり前のことすら否定する会社の考えも問題にしました。これについても会社は、誠意ある回答はしませんでした。

J R 東海労は、今後も切実な要求解決に向け奮闘します。